

議事日程第2号

令和7年6月10日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総務部長兼 庁舎整備室長 山 田 敏 寛
企 画 部 長 岡 本 拓	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学校教育課長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 荻 曾 弘 太 郎
まちづくり課長 栗谷本 真	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 日 比 野 克 彦
福祉子ども課長 瀬 瀬 泰 浩	農 林 課 長 大 久 保 嘉 博
上下水道課長 木 村 公 彦	建 設 課 長 古 川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有 国 敦 夫	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 渡 辺 一 直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士	議会事務局 書記 井 上 美 佐 子
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更いたしますので御了承ください。

また、本日は、中日新聞可児通信部様、岐阜新聞社様、ジャーナリスト井澤宏明様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。携帯電話の電源はお切りいただくか、またマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田徹さん、5番 可児さとみさんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

6番 鈴木秀和さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和さん）

おはようございます。

それでは、通告書に従い質問に入らせていただきます。

本日は大項目3点、1点目、リニア発生土置場について、2点目、PFASについて、3点

目、先般行われました未来トークについての３点でございます。

１点目、リニア発生土置場について２点質問いたします。

１点目、前回３月定例会において、一般質問の重要湿地の範囲に関する町長答弁について、可児ケーブルテレビ録画や議事録で見直したところ、町長の認識に誤りがありますので改めて確認の質問をいたします。

重要湿地の範囲に関する町長の答弁の要旨は次のとおりです。

平成28年に環境省が重要湿地の一つに選定した東濃・中濃地域湧水湿地群の中には、ハナノキ等の湿地林構成種が集中的に分布している美佐野ハナノキ湿地群が含まれているというのが環境省から説明にあった重要湿地の範囲についての見解であり、指定範囲について詳細確認も行いましたが、環境省からこれ以上の見解は示されておられません。

置場候補地Ａ・Ｂがともに重要湿地に含まれる可能性があると考えられますが、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないとお答えするほかございませんというものでした。重要湿地の範囲について正式な線引きがないのはそのとおりです。一方、町長は有識者から美佐野ハナノキ湿地群については法的・制度的な範囲は存在しないものの、押山川と木屋洞川に囲まれた集水域一帯とみなすのが妥当であるとの見解が示されているとも答弁されました。

これらは、令和５年２月の重要湿地の保全に関する勉強会での説明等に基づくものですが、その後のフォーラムでの質疑応答を経て、最終的に御嵩町とＪＲ東海の見解は次のとおり統一されています。

御嵩町については、フォーラムでの協議内容をまとめた一覧表に重要湿地勉強会も踏まえ、置場計画地は重要湿地の中に含まれると明記されています。ＪＲ東海においては、事後調査報告書（令和４年度）版の中で、御嵩町フォーラムを進める中で、当社ＪＲ東海は発生土置場計画地が環境省の選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地、重要湿地に含まれることを認識したと明記されています。この２点の書類は、この質問書に添付したので町長も確認されていると思います。つまり、重要湿地の範囲は確かに地図上で示されていませんが、置場候補地Ａ・Ｂは重要湿地に含まれるというのが御嵩町、ＪＲ東海の統一見解であるということです。

改めて、置場候補地Ａ・Ｂは重要湿地に含まれるという見解について町長に確認したいと思います。

２点目です。

先般５月１日に記者発表されたリニア本線トンネル掘削に備えた地下水位等調査の実施についてです。

瑞浪市大湫町の地下水位低下、建物の沈下の事案を受け、工事前のトンネルルート付近の井

戸の水位や湿地の状況を事前に調査し、工事の影響が発生した場合の比較データとして備えるものです。調査の対象は、井戸水位調査が10か所、湿地環境調査が5か所、出水期や渇水期を勘案して5月、8月、11月、2月の年4回実施、予算は283万円となっています。

大湫の事案でも分かるとおり、工事の影響か否かを証明することはなかなか厄介なことです。少なくとも工事前状況のデータを調べておくのは必須条件であると思います。しかしながら御嵩町の公表資料には、調査地点については、個人情報保護、希少種保護の観点から公表しないと書かれています。調査結果について公表するか否かの記載はありません。

令和4年度から令和5年度に実施されたリニア発生土置場に関する現状の水質調査においては、調査場所、調査結果がホームページで全て開示されています。事前の調査データが開示されてこそその信憑性が明らかとなり、後のデータと比較できると思います。

個人情報、希少性保護という観点は理解できなくはないですが、その点を考慮した上での開示方法はあるはずです。公表しないと言い切ってしまうゼロ回答ではなく、できる範囲での公表方法を検討すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

リニア発生土置場に関して2点の質問をいただきました。

まず、重要湿地の範囲についてに係る見解についてお答えをいたします。

重要湿地の指定範囲につきましては、前回の鈴木議員からの一般質問に対し答弁しておりますとおり、指定者である環境省が正式な範囲を線引きしていない以上、確認できないとお答えするほかございません。フォーラムの資料やJR東海の事後調査報告書だけでなく、これまでの様々な議論も十分に承知をしております。置場候補地一帯が重要湿地に含まれるとの有識者の見解があり、それは一つの考え方として尊重するべきでございます。町として否定するものではございません。一方で、先ほども申し上げたとおり、重要湿地の指定範囲については指定者である環境省の明確な線引きがない以上、当時も現在も断言はできないという状況に変わりはございません。

続きまして、今年度計画している井戸、湿地の事前調査についてお答えをいたします。

現在実施しております井戸等の水位調査につきましては、あくまでもトンネル掘削前のバックデータ蓄積を目的とした調査となります。御質問の中で触れられました令和4年度から令和5年度にかけて実施いたしました水質調査につきましては、調査時の水質に異常がなく安全で

あることを確認するために行われたものでございまして、調査結果を公表しております。今回の水位調査に関しましては、現在の水位異常の有無を確認するという目的ではないので、その点は異なることとなります。

冒頭でも申し上げたとおり、現在の井戸等の水位を明らかにすることが目的ではなく、バックデータとして蓄積することで今後に備えることが目的でございます。今回の調査結果の数値を公表することで、町民の安心感につながるといった性質のものではないということの考えから、現時点での公表は考えておりません。

一方で、今回の調査対象となっている井戸所有者、土地所有者の方に対しましては、個別で調査終了後に結果をお伝えする予定としております。

今回の調査結果は、今後トンネル掘削に起因する水位低下などの事案が発生したときに、従前データとして活用することを目的としておりますので、その際には個人情報等への十分留意をした上で、公表の仕方を検討してまいります。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

重要湿地の範囲について、まだいま一つ食い違っているんですけど、私も、今説明にもあったとおり重要湿地の範囲、これは線引きがないというのは僕も了解しています。候補地 A・B が入っているか入っていないかということを質問しているのであって、入っていますよねということなんです。

これはなぜかという、当時、町長フォーラムのときはいらっしゃらなかったんですけど、その後の先ほど申しました御嵩町でまとめた資料に含まれると明言しているわけですよ。過去明言されたものを町長が否定するわけにはいかないと思いますので、そのところはもう一度確認しますが、範囲は決まっていないけど、A・B は重要湿地に含まれるということだけの確認はもう一度ここでしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えさせていただきたいと思います。

答えは同じ形になりますけれども、先ほども申しましたけれども、この置場候補地一帯が重要湿地に含まれるという有識者の見解がございます。それは一つの考え方として尊重すべきであるというふうに考えておりまして、町としても否定するつもりは全くございません。

一方で、重要湿地の指定範囲につきましては、指定者である環境省の明確な線引きがない以上、当時も、そして現在に至っても断言はできないという状況に変わりはないということですので、御理解いただけたらと思います。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

町長、申し訳ないんですけど、重要湿地の範囲は議論していないんですよ。A・Bが入るか入らないかと言っているだけなんです。

当時、総務部長の山田さんはフォーラムにずっと出席されて、最後の書類もまとめられて、先ほど私が述べました御嵩町のまとめた資料に候補地A・Bは重要湿地に含まれる、明確に書いてありますよね、そうではありませんか、総務部長、いかがでしょう。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

今の御質問に対してのお答えとしましては、明確な線引きはしていないのではっきりとはお答えできないという町長の答弁どおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

いつも何かこのままでは終わらなくなってしまうんですけど、資料を2つ提供していますよね、そういうふうに書いてありますか、含まれると明確に書いてありますよね、これは当時ちゃんと皆さんが一致してやったんですよ。かつですよ、JR東海が報告書に書いてあるんですよ、A・Bは含まれることを認識したと、これは否定しようがないので記録を残して、答弁は答弁として聞きますけど、それはもう明らかに間違っていますということで記録を残したいと思います。

それからもう一つですが、2点目の調査についてですが、井戸について個人情報があるということでおっしゃいましたが、湿地、これは町有地が結構多いと思うんですけど、個人情報には当たらないと思うんですよ。ですから、湿地についての状況というのは場所をどこまで特定するかの問題がありますけど、こういう状況であるというのは、やっぱり相手に対しても示しておかないと終わった後と前の比較ができないと思います。手元に置いておいては、それは本

物かどうかなかなか確認できないわけですから、やっぱり事前の資料というのはちゃんと出しておく、出せる範囲で、特に湿地については今回水が抜けるという問題が大湫で起こったわけですから、それに備える意味でもぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問にお答えしたいと思います。

今、井戸と湿地という形で公表の部分を分けられたらという話がありましたけれども、基本的な考え方として、やはりトンネル掘削前のバックデータ蓄積を目的とした調査ということでございますので、今後とも、今後ともというか、今回そういう町民の安心感につながるという性質のものではないということを踏まえて公表等は特に考えておりません。

今回の調査対象になっている方々には、個別で調査結果をお渡しする予定にしております。井戸に関してもそういう予定をしておりますので、広く公表するわけではございませんが、庁内部でとどめておくというわけでもございません。議員の御心配されるような事態にならないように、丁寧に説明しながら進めていきたいというふうに思っております。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

湿地については、恐らく写真や状況の調査結果があると思います。そういうのをぜひ終わったところで見せていただきたい。公表はしないにしても、見せていただきたいをお願いをしたときに見せていただけるような御配慮をお願いしたいと思います。

あと1点、リニアに関してちょっと1つだけ、最近の動きの中で5月24日に上之郷のリニアトンネル残土を考える会が解散されました。町長、御存じだと思います。理由は、要対策土については持ち出すめどがついたこと、それからそのほかの懸念事項については地元に寄り添うという町長の発言に期待するということで、会として一定の役割を終えたということのようです。そのリニアトンネル残土を考える会の解散について、町長から一言いただければありがたいです。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えいたしますが、これは発言通告の内容と異なる質問でございますので、本来は答弁をお控えするべきところかもしれませんが、今回ちょっと所感ということでお伝えをさせていただきます。

これは情報としてもお聞きいたしましたし、存じております。5月24日に開催されました上之郷地区リニアトンネル残土を考える会の総会におきまして、同会の解散決議がなされたという事は存じております。

同会におきましては、令和4年10月の設立以降、審議会あるいはフォーラム、こういった場面、さらには重要湿地の保全に関する勉強会などを通して、忌憚のない御意見を多くいただきました。これまで精力的に取り組んでいただいたことをこの場をお借りして感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、要対策土については、J R東海が示しております町有地である候補地Bにおいて恒久処分するという現計画は認められないとしてJ R東海に対策を求めているところでございまして、協議再開に際してはそういった自然環境への配慮について、J R東海との共通認識の上で協議を進めてまいりたいということでございます。今後は地元の上之郷地区の自治会長さんを通じて情報を共有し、発出していくことに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

通告書を出した後からの事実だったものですから、大変申し訳ありません。御回答いただきましてありがとうございました。

それでは、リニアについては終わります。

大項目2番目、PFASについてお尋ねします。

最近、新聞で見受けられる機会も多くなってきているPFASについてです。PFASのうちPFOS・PFOAの2つの物質が特に問題のようですが、ここではまとめてPFASと言わせていただきます。

PFASは有機フッ素化合物です。自然界には存在しないもので人工的に作られた物質です。水や油をはじく効果があり、熱にも強いことからフライパンの表面処理や食品の包み紙、消火剤など様々な製品に幅広く使われてきたものです。既に国際的に製造、使用は禁止されています。しかし、自然環境では分解されにくく、過去に廃棄された分が残っている可能性があります。発がん性など健康への影響が懸念される物質で、全国の河川、地下水などから検出されて

います。特にこの付近では各務原市において、水道の水源からP F A Sが高い濃度で検出されたとの報道がありました。なお、各務原市は、P F A Sの浄化処理施設の整備費用として7億6,000万円余りの金額を令和7年度予算に計上しています。

私自身は、P F A Sに関する専門的な議論ができる知識を持ち合わせていませんが、水道水など飲み水への影響が心配であり、来春令和8年4月から水道水についてこれまでの暫定目標値が水質基準に格上げされ、水質検査などが義務づけられるとのこと。その辺りを踏まえ、御嵩町のこれまでの対応、今後の対応等について3点質問させていただきます。

1点目、御嵩町としてこれまで水道水、河川等においてP F A Sの調査をされましたか。されたのであれば、いつどこで行い、結果はいかがでしたか、していないのであれば今後調査する計画はありますか。

2点目、現在、御嵩町水道水質検査基本計画があり、また御嵩町環境汚染総合調査結果報告書がありますが、P F A Sの調査を含め、今後これらの調査内容などについて見直す計画はありますか。ちなみに、令和6年度の御嵩町水道水質検査基本計画書9ページに県からの水道原水についての記載と思われそうですが、P F O S・P F O Aについては年1回検査を実施しますと記載があります。

3点目、泡消火剤にP F O Sが含まれているとの話を聞きます。消防、工場等での泡消火器に対する対応はどのようになっていますか。

以上3点、御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

建設部長 早川均さん。

建設部長（早川 均さん）

おはようございます。

それでは、鈴木秀和議員からP F A S（ピーファス）についてと題され、大きく3つの御質問をいただきました。

他部局の内容も含まれておりますが、それぞれについて私から御答弁させていただきます。

鈴木議員が質問に上げられているP F A Sとは、有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して呼んでいるものです。P F A Sの中でもP F O S（ピーフォス）と言われるペルフルオロオクタンスルホン酸とP F O A（ピーフォア）と言われるペルフルオロオktan酸はその代表的な物質とされています。

P F O S・P F O Aは難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含めた世界中に広く残留していると言われており、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

それでは、御質問をいただきました1点目、町としてこれまで水道水や河川などにおいてP F A Sの調査を行ったのか、結果はどうであったかについてお答えします。

本町の水道事業では、町水道水質検査基本計画を毎年度策定し、策定した計画に基づき水質検査を行っています。同計画において、P F A Sは年1回の検査を実施するとしています。昨年度、令和6年度のP F A S検査は令和6年7月5日に町内4か所で採水し、検査を行いました。結果は、いずれの採水地点においても目標値以下でありました。この結果は町ホームページにて公表をしています。

本町の水道は全量が県の浄水場でつくられており、県の浄水場においては、原水と処理後の浄水でP F A Sの検査を行っています。県の浄水場で検出されずに町の上水道で検出されることは考えにくいことではありますが、町民の皆様が安心して上水道を使用していただけるよう、町水道事業でも検査を実施しております。

河川の水質検査等については、民生部所管です。水質調査9項目、有害物質調査27項目の環境汚染総合調査を実施しておりますが、P F A Sは調査項目に含んでおりませんので未実施であります。

続いて、御質問をいただきました2点目、町水道水質検査基本計画や町環境汚染総合調査などの調査内容を見直す考えはあるかについてお答えします。

水道事業を取り巻く動きとしては、本年2月6日に国にて開催された有識者会議において水質基準等の見直しについて議論があり、案として令和8年4月1日よりP F O S及びP F O Aの水質検査を水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと、また基準値をP F O S・P F O Aの合算値として50ナノグラムパーリットルとすることが適当であると了承されました。検査回数についても、水質基準項目と同様におおむね3か月に1回以上を基本とすることが適当であるとされています。現在、環境省において基準化に向けた作業を進めているところと認識しています。

先ほどの質問でもお答えしましたように、町水道事業では既にP F A Sの検査を実施しておりますが、環境省において水質基準項目へと引き上げられた場合については、見直された水質基準、ルールに基づいた水質検査を実施していくものと考えています。

民生部所管の河川の環境汚染総合調査については、岐阜県がP F A Sの検査を実施していることから、現時点では調査項目に追加する予定はありません。

続いて、御質問をいただきました3点目、消防、工場等での泡消火器に対する対応はどのようになっているのかについてお答えします。

泡消火器の対応については総務部所管です。P F O Sは2010年、平成22年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、製造、輸入、使用が禁止されています。よって、町

消防団施設を含め、町が管理する施設においてP F O Sが含まれる泡消火器は所有しておりません。また、可茂消防事務組合に確認したところ、同組合においてもP F O Sが含まれる泡消火器は所有していないとのことです。なお、町内の工場等における所有状況は把握しておりません。仮に所有されている場合は、法に基づいた適正な対応を行っていただくことになります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

水道水は飲み水ですので、これまでも検査されているということを聞いて安心いたしました。河川については、先ほどのような該当するような工場がなければ流れ出しているという可能性も非常に少ないですし、御嵩町においてそういうものもなかったのかなということもありますので、河川の検査についてもよく理解できましたので、大変ありがとうございました。

それでは、3 点目の大項目に入りたいと思います。

3 点目、未来トークについてです。

未来トークの配付資料に、町長就任以来、車座懇談会を合計68回開催されたとあります。それ以外に新庁舎事業の第三者委員会報告会、新庁舎事業方針説明会、リニア懇談会を受けての方針説明会、名鉄存廃方針の勉強会方針説明会、今回の未来トークなど、十数回の説明会を開催、車座懇談会と合わせて多数の情報開示を行っている姿勢につきましては、すばらしいと思っております。

さて、今回の未来トークの中で3 点気になることがありましたので、提案を含め質問をいたします。

1 点目、新庁舎事業費についてです。資料の中で53億5,800万円の事業費ということで示されております。会場での質問にもありましたが、これには土木費が含まれていません。土木費である造成費用、盛土材料費などは令和6年の新庁舎整備事業説明会で既に開示されており、三十数億円が見込まれています。過去の事業の進め方で問題になったとおり、地上部の建物だけでなく土木費も含めた総事業費の開示が重要かと思えます。今後の資料についても、隠すことなく総事業費ベースでの開示を行うべきと思いますが、いかがでしょう。

2 点目、リニア発生土置場についてです。要対策土について、町有地である候補地Bへの恒久処分は認められないと資料にあります。令和6年6月の私の一般質問で、候補地Aに搬入することに関しては基本的に今までのプロセス、審議会の経緯からあつてはならないことと認識

していると答弁をいただいております。

最近、ＪＲ東海は中津川の車両基地、長野県の橋脚の基礎の中など、自社所有地への要対策土の恒久処分計画が見受けられます。候補地Ａは大部分がＪＲ東海の所有地です。改めて候補地Ａについても答弁内容のとおり、要対策土の持込みは受け入れられない対応に変わらないことを確認したいと思います。

３点目です。最後、名鉄広見線について伺います。

事前の意見などで交通の利便性はアンケートでトップの意見ではない、新庁舎などで予算が増大する中さらなる負担になる、これまでの施策でも乗客が増やせなかった、この先も同じことになるのではないかなど様々な意見がありました。私も残した場合はどうなのか、もしなくなってしまうたらどうなんだろうと頭の中で具体的になかなか整理できないのが正直なところでは。そんな中、町長は存続方針で臨むとの決断に至ったわけですが、そのプロセス、考え、思いについて説明をお願いできればと思います。

以上３点、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

みたけ未来トークについて３点御質問をいただいておりますので、順にお答えをしたいと思います。

まず、１点目の新庁舎事業費の開示、説明についてでございます。

昨年８月に開催いたしました御嵩町新庁舎等整備事業今後の方針に関する説明会におきまして、昨今の物価高騰を考慮した総事業費をお示しし、事業費縮減に取り組みながら早急に事業を進めていく旨、説明をいたしました。そして、今回のみたけ未来トークでは、新庁舎等整備事業に関する項目において、ＤＢＯ方式により事業を実施することをお伝えする中で、ワークショップの開催予定時期、仮設庁舎の整備及びスケジュールなどについて御説明をしたところでございます。このＤＢＯ方式につきましては、より効果的、効率的に事業を進めるため建築工事と造成工事を分け発注することとしており、造成工事に係る経費は含まれておりません。

一方、昨年８月のさきの説明会でお示しした総事業費には含まれていなかった保健センターの新庁舎への移設・統合、新児童館の整備、仮設庁舎の整備などのほか、新庁舎開庁後１５年間の維持管理業務を追加し、発注することとしております。

新庁舎等整備事業のうち造成工事関連の事業費、いわゆる土木費につきましては、現在別途造成変更設計を進めており、調整池の構造変更や防災広場の配置変更などにより、現時点においてはその事業費を把握できておりません。また、盛土購入費につきましては、無償もしくは

安価に確保できるよう関係機関との協議、交渉を行っているところでございます。

DBO方式による事業につきましては、現在プロポーザルによる発注事務の最中でございまして、適正な契約事務執行のため、事業費の内訳をお示しすることは差し控えております。よって、議員御指摘の土木費を含めた総事業費につきましては、造成工事の変更設計による新たな造成計画、工事費及びDBO方式による事業費の内訳等がお示しできる段階になりましたら、従来の総事業費と対比していただけるよう資料を整え、町民の皆様にご丁寧に御説明をしたいと思いますというふうに考えております。

続きまして、質問の2点目についてお答えをいたします。

今までの答弁の繰り返しにはなりますが、現時点で候補地Aを含む町内の別の場所での要対策土恒久処分の提案をJR東海から受けておりません。仮定の質問には立场上お答えし難いところではございますが、御質問の置場候補地Aにつきましては、今までのプロセスや審議会の経緯等からして基本あってはならないという、その立場でJR東海に対し申し上げてまいります。

3点目、名鉄広見線についてでございます。

現在、存廃の判断を迫られている名鉄広見線の新可児駅から御嵩駅間について、御嵩町としてみなし上下分離方式による鉄道存続の方針で、今後沿線自治体や名鉄との協議に臨むという決断に至ったプロセスや考え、思いについて御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、当該線区の存廃に関しまして、これまでの経緯を改めて御説明をいたします。

当該線区は、利用者数減少とそれに伴う赤字運営という長年の課題を抱えておりまして、平成22年度以降、運営支援金として御嵩町と可児市が合わせて年間1億円を名鉄に支払うことで運行を維持してきました。令和5年度には、国、岐阜県、名鉄及び沿線3自治体による勉強会を設け、令和8年度以降の当該線区の在り方について調査、分析を進めてまいりました。昨年度勉強会において、名鉄から安全運行を維持するためには新たな設備投資が必要であり、沿線自治体が運営支援金により損失を補填する従来の方式では運行を継続できないため、鉄道存続を選択するのであれば、持続可能な運行方式を検討する必要があるという意思が改めて示されたところでございます。

このような状況を踏まえ、勉強会において調査などを行った結果、持続可能な公共交通を確保するためには、みなし上下分離方式による鉄道存続または鉄道を廃止し、バス路線へ転換のどちらかが今後の選択肢となることを確認いたしました。これを受け、今年1月末から2月上旬に町内3会場にて説明会を開催し、当該線区を取り巻く状況について説明をさせていただいたところでございます。

それではまず、みなし上下分離方式による鉄道存続を御嵩町の方針とするに至ったプロセス、経緯、経過についてお答えをいたします。

御嵩町としてどのような姿勢で臨むかを決めるに当たり、まずもって地域に対して当該線区が果たす役割について考えました。御承知のとおり、沿線の高校に通う多くの生徒が当該線区を利用して通学をしております。自らの意思で自動車での移動を選択できない、いわゆる交通弱者である高校生が安全・安心に通学できる環境を確保することは地域にとって重要な課題であり、輸送量と定時性に優れた鉄道だからこそ、その課題を解決できると考えております。

また、先ほど申し上げました説明会以降、当該線区が住民の皆様にとってどのような存在であるべきかを把握するため、各所への聞き取りや情報の整理を重ねてまいりました。そのような中、名鉄広見線の存続を求める会と名鉄広見線を守ろう会により当該線区の存続を求める署名活動が行われ、7,000筆を超える署名が集まり、嘆願書とともに町に提出され、また3月の町議会定例会において同様の請願書が採択をされたところでございます。こうした皆様の声は財政負担などの課題を考慮した上でも、鉄道存続を求めるという力強い御意見と受け止めております。

以上が方針決定に至る大まかな経過でございます。

次に、この方針を選択するに至った考えや思いについてお答えをしたいと思います。

人口減少社会が進む中、御嵩町の目指すべき姿を思い描くに当たり、御嵩町が持続可能なまちであり続けるためには、公共交通機関はどうあるべきかといった視点で考えました。持続可能なまちづくりであるためには町民が安心して暮らし続けることができ、町外の方が御嵩町の魅力を見て、触れて、感じられる環境づくりが不可欠であり、その実現には名古屋圏と直接つながり、通勤、通学はもとより休日のお出かけや観光など、地域内外の移動需要に高い水準で対応できる鉄道が不可欠と考えるに至りました。

これまで、私なりに熟慮を重ねてまいりました。その結果、先ほど申し上げました交通弱者の移動手段の確保や鉄道存続を求める地域の皆様の声、そしてただいま申し上げました持続可能なまちづくりなど、様々な観点から総合的に検討し、御嵩町といたしましては、みなし上下分離方式による鉄道存続という方針で今後の協議に臨むと決断したところでございます。

御嵩町が選択いたしましたみなし上下分離方式による鉄道存続は、沿線自治体が路線や駅舎などの維持修繕や設備投資に要する経費を負担する方式でございまして、従来の単に線区を維持するため沿線自治体が損失補填する方式からフェーズが大きく変わります。よって、今までの乗って残そうという理念に残して生かそうという理念を加え、当該線区を持続可能なまちづくりの基軸に重要なアイテムとして最大限活用していこうと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、財政負担への不安や先々の具体的なイメージがつきにくいとい

った御意見をみたけ未来トークなどにおいていただいております。

みなし上下分離方式による鉄道存続は、今まで以上に沿線自治体の財政負担が生じる試算とされており、健全な財政運営を維持するために十分な対策が必要と認識をしております。町といたしましては、みたけ未来トークにおいて説明いたしましたとおり、国による地方財政措置の活用や関係機関と綿密に協議を進めることで、可能な限り財政負担を軽減できるよう取り組んでまいります。また、町民の皆様が安心して未来を描けるよう具体的な計画や施策を丁寧に表示してまいります。

最後となりますが、町民の皆様と未来志向の議論をさせていただきたく、今年度新たな取組といたしまして、みたけ未来トークを実施いたしました。引き続き対話重視の町政に取り組んでまいりますことをお伝えし、答弁を終わらせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

ありがとうございました。

新庁舎事業費についてですが、先ほども話したとおり、令和6年でおおむねの総事業費というのが一度示されております。それからすれば土木費はおおむね30億円とか三十数億円とかという数字は大体皆さん了解している話ですので、足し算すれば80億円とか90億円という数字になる部分は理解されているとは思いますが、その辺りは丁寧に御説明をしていただきたいと思います。

それで、土木費については、非関連というのかな、3点、これは約束というか町長の姿勢があったと思います。1つは先ほど出た盛土材料について、ゼロもしくは安価で調達するように頑張らしようというのが1つ、これは先ほど言うていただきました。あと2点あったと思います。1つが有利な財源を確保しますと、そのために早くスタートしたいというのが1点、それから地下充填について、これも早くから対応したいのであの場所に決めたいという。この辺もし進捗が答えいただければ、まだまだだとは思いますが、いただければありがたいです。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の盛土に関しましては、今ちょっといろんなところと交渉などを始めたところ

でございまして、その点については、しっかり行っていきたいというふうに思っております。まだ相手がいることですので、結果はなかなかという部分はございますし、あと有利な財源、それから地下充填ともにですけれども、今後進めていく際には、その部分についてはお約束したとおりしっかり進めていきたいと思っておりますし、有利な財源等につきましては事業費がある程度出てまいりまして、こういった部分についてはこのような財源、あるいは起債、補助金等が使えるというめどを立てて申請等をしていくことになりますので、同時進行で進めていきたいというふうに思っております。

〔6 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

最後になるかと思いますが、置場候補地の A についての話を、またちょっとすみません。B については要対策土を置きたいという J R の申出があったから、基本的にそれは受け入れられませんと、A については取りあえず申出はないということで、仮定の話を前からもされているんですけど、確かに申出はないわけですが、一応あってはならないことということで、もう一度お言葉をいただきましたので、大変安心しました。

いろいろこういうお話をされているときに、向こうから話があったことに対してはこうだと、そうでない部分については仮定だという話が出るんですけど、感覚的には、御嵩町としては要対策土を受け入れないよと言っていたくほうがすっきりして我々は分かりやすいので、そうしていただけるとありがたいということを思いました。以上です。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

続きまして、11 番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

11 番（岡本隆子さん）

それでは、お許しをいただきましたので、本日は大きく 2 点について質問をさせていただきます。

1 点目でございます。県との人事交流による重要施策等の実現について。

岡本企画部長におかれましては、岐阜県との人事交流により、この 4 月に御嵩町に企画部長として着任されました。ようこそ御嵩町へ。御嵩町は今年町制施行 70 周年を迎えるわけですが、

その記念すべき年に御嵩町に赴任されました。企画部長に着任されてまだ2か月と少しではありますが、御嵩町に来られてどのような感想を抱いておられるのでしょうか。

一昨年の選挙で新町長に就任されました渡辺幸伸町長は車座懇談会を精力的に開催され、これまでに68回の懇談会を開催されました。参加者が855人という数字は、新町長に期待する町民の思いの表れであると思っています。このような状況下で、企画部長におかれましては、町民に接する機会も多いのではないかと思います。イベントも多いので、ぜひとも町民と大いに対話していただけたらと思っています。

また、現在は瑞浪市大湫の井戸の水がれ問題により協議がストップしておりますリニア残土問題では、町民の中には不安を感じておられる方もあるので、いろいろな局面において力になっていただけたらと思います。殊にリニア残土処分場予定地には環境省選定の重要湿地があり、町外の環境保護団体などから重要湿地を保全・保護するようにとの意見書や要望書等が町に寄せられています。生物多様性ぎふ戦略を推進しておられる県から来られた岡本企画部長ならではの御見解をお伺いできたらと思います。担当部長として、J R 東海との協議に主体的に取り組んでいただけることを望んでおります。

また、名鉄広見線については、みなし上下分離による鉄道存続の方針を町長が示され、単なる存続ではなく、残して生かそうを掲げてまちづくりの再構築を図ろうとされています。議会としてもこれを強くバックアップしていきたいとの思いです。存続には県の援助が必要です。こうしたことから岡本企画部長には大いに期待しております。御嵩町に対する所感と、特に力を入れたいと思われることなどをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって、ようこそ御嵩町へと歓迎のお言葉を頂戴いたしましたこと、また御嵩町政の長い歴史をつくり上げてきたこの議会という場において、思いや考えを述べさせていただく機会を頂戴いたしましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、私はこれまで20年にわたる県職員生活で12か所の勤務先で従事してまいりました。実に多様な仕事を経験させていただきましたが、岐阜市にあります本庁での勤務がほとんどで、現地機関など本庁以外での勤務は20年のうち僅か5年程度であります。今回のように市町村役場での勤務経験はありませんので、市町村行政に関しては言わば新人であります。しかしながら、住民の皆様が住みやすい地域の実現を目的に行政を運営するという地方行政の担い手としての役割は、県職員であっても町職員であっても変わりはありません。これからは県職員生

活で培った経験をフル活用しながら、町政を運営する一員として必要な見識や考え方を備えられるよう日々勉強を重ね、御嵩町の皆様の福祉向上に役立つ町職員になるように努めてまいります。

さて、前置きが長くなってしまいました。まず、御嵩町に対して私が抱いた所感についてお答えいたします。

遡ること6年前、私は、美濃加茂市の可茂総合庁舎にありますが可茂県事務所で2年間勤務いたしました。さらに遡ること18年前、県職員となって最初の3年間を同じく可茂総合庁舎内にございます可茂土木事務所で勤務いたしました。僅か5年程度しかない本庁外での勤務のほとんどは可茂総合庁舎でございます。さらに付け加えますと、可茂管内には当町を含めて10市町村ございますが、過去2回の可茂総合庁舎勤務を通して、常に御嵩町を担当させていただいておりました。こうした中での企画部長着任でありますので、私としましては御嵩町と3度目の御縁をいただいたものと受け止めております。

そうした経緯も手伝い、着任して2か月半、折を見て様々な場所を訪問させていただきましたが、新たな発見もさることながら、懐かしさや移り変わりを感じるところが多くございました。

例えば、現在全解体修理工事を進めており、いよいよそれも大詰めを迎えました願興寺であります。着工後間もない頃にも素屋根の中を見学させていただいております。その際の記憶がございましたので、先日伺った際、屋根やはりに補強材が組まれ、見違えるほどしっかりしてきた姿に感銘を受けた次第であります。さらに記憶を遡りますと、工事着工前の荒々しくも荘厳な姿も思い出され、あのすばらしい姿が再び見られるんだという期待感も抱いているところでございます。

また、これまで知らなかった店舗が御嶽宿をはじめ中山道沿いに幾つかできておりました。先日訪れた際には食事を楽しむ方でにぎわっており、また1つ御嵩町のお楽しみスポットを知ることができ、うれしく思った次第でございます。

そして、数年ぶりに愚溪寺にもお邪魔いたしました。臥竜石庭のすばらしさは言わずもがなでございますが、初めて奥にございます茶室を拝見しました。移築されたものと伺いましたが、豊かな木々を背景に境内の一角にたたずむ小さな空間はどこか神秘的であり、知られざる魅力の一つと感じました。

これらほんの一例でございますが、私が改めて感じたのは、変わらないもの、新たに生み出されたもの、そしてこれまで私自身が気づかなかったもの、それぞれが独自の魅力と価値を有しており、大変ポテンシャルのあるまちだということを改めて感じました。加えて申し上げるならば、さらにそれらをつなげ多彩な魅力があふれる地域として御嵩町を内外に発信していけ

れば、持続可能なまちとしての可能性はさらに高まると私は考えております。

さて、人と人との出会いや対話する機会について、岡本議員も質問の中で触れられました。行政のみならず、地域の皆様自身がそのような機会をつくり出されていることも御嵩町の強みと感じております。

1つ例を挙げますと、先月24日にみたけ地域活性化委員会が「地域資源を活かす、持続可能なまちづくりとは」と題したセミナーを開催され、私も参加させていただきました。有識者の基調講演後、参加者が世代や組織を超えてグループとなり、まちづくりにおける課題等について意見を交わしました。町民の生の声を聞けて行政としての考えも直接伝えられるこのような機会は、よりよいまちづくりに向けた大切な歩みであり、今後も大切な機会と捉え生かしてまいりたいと考えております。

次に、重要施策への取組についてお答えいたします。

まずもって、私としましては、所管する各施策を町の掲げる方針に沿っていかに関現するかが責務であると考えております。したがって、私ならではの、私が希望するというよりも、県職員としての経験等をフル活用しながら町の重要施策を適時、的確に進め、政策課題を解決していくことに注力してまいりたいと考えております。

具体的な施策について、簡単ではありますがお答えいたします。

まず、リニア中央新幹線工事発生土につきましては、重要湿地や生物多様性保全の重要性は承知しているところでございます。JR東海ともそれらに関して相互認識を図りつつ、現在の置場計画をそのまま容認するのではなく、最大限の環境保全策が確実になされるよう今後粘り強く協議に臨む所存でございます。

次に、名鉄広見線につきましては、今後沿線自治体や名鉄との協議を進めてまいります。これから持続可能なまちづくりを実現するに当たり、当該線区はなくてはならない重要な基軸でございしますので、みなし上下分離方式による存続の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

最後となりますが、着任以降、周りの町職員の機動力や創意工夫する力、そして常に町民ファーストで物事を考える姿勢に日々感心しております。すばらしいメンバーと共に働けることを喜びであると感じるとともに、私自身も常にそのような姿勢で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

岡本企画部長、大変頼りになる御答弁いただきましてありがとうございました。

今の御発言の中で、可茂総合庁舎と可茂土木事務所で5年間おられたということで、その中でも常に御嵩町を担当ということで大変うれしく思っております。なかなか着任されてからゆっくりお話する時間もございませんでしたが、いろいろ今日はお話を伺うことができて本当によかったと思っています。ありがとうございました。

それでは、2番目に移らせていただきます。

放課後児童クラブの民間委託後の現況についてということで質問をさせていただきます。

私は、令和6年第3回定例会の一般質問で、放課後児童クラブの民間委託について質問をいたしました。質問では、なぜ町の直営では続けられないのか、委託先の事業者と町の関わり方や事業者と学校との連携の在り方、夏休み等の利用の形態などについて質問をいたしました。そのときの御答弁では、児童クラブには支援員と補助員が現在は23名で高齢化が進んでいること、本来なら26名を雇用したいが3人不足しているので、年間を通して支援員を募集している状態なので、5年先のことを考えた場合、支援員の雇用が困難になり現在の6クラブを維持できなくなると考え、適正な労働管理を行っていく上では、このタイミングでの民間委託をすべきと考えたとの御答弁でした。また、町は、県が実施する専門研修を支援員に受講させたいと考えているが、現状では受講できないとの御答弁もありました。

民間委託されてまだ2か月と少ししか経過しておりませんが、委託後の現況について質問をいたします。

まずは、プロポーザルでの業務委託の経過を簡単に御説明ください。質問していた時点では、幾つの事業者が手を挙げているのか等全く分からない状況でしたので、その説明をお願いいたします。

2番目、現在支援員は何名おられますか。

3番目、仕様書では研修についての具体的な記述はありませんが、目標はありますか。

4番目、児童の安全管理や指導員の負担軽減等に関して、入退室管理や保護者連絡など新たに導入されたものがあれば教えてください。以前の御答弁では、保護者への連絡はきずなメールを利用しているとのことでした。

5番目、利用者の中には、特別支援学級に在籍する児童や外国籍の児童がいるとのことですが、現在のところ十分に保護者との連絡ができているのでしょうか、ほかにも何かトラブルがあったときの対応はどうされるのでしょうか。

6番目です。仕様書の中でクラブごとに月1回程度、支援員等による連絡調整会議を開催する。会議には教育委員会、学校も参加できるとありますが、学校との連絡は十分にできていますか。

7番目です。今後時間の延長や夏休みや冬休み、春休みについては、事業者との協議が調っ

た段階で対応していくとの御答弁でした。今年の夏休みについてはどう対応されますか、また事業者との協議が調った段階というのは、いつ頃を想定されていますか。

以上、7点について御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員からの放課後児童クラブの民間委託後の状況についてと題して、7点の御質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず、1点目の業務委託の経過と、2点目の現在の支援員数についてお答えいたします。

プロポーザルには3事業者から応募があり、企業評価、技術力評価、コスト削減の3項目を評価委員3名が評価、採点いたしました。評価の結果、株式会社技研サービスが最優秀提案者と選定され、12月の定例会で契約締結及び関連予算を議決いただきました。令和7年4月の業務開始までに事業者による職員募集と町雇用支援員等の面談を並行して進め、元支援員等23名中21名が採用され、事業者研修が実施されました。事業者には欠員時に対応可能な応援職員が3名おり、人員不足時には対応できる体制となっております。今後も年間を通じ、採用活動に注力すると方針を伺っております。

次に、3点目の研修の目標についてお答えいたします。

民間委託の効果として、町には支援員等の資質向上に大きく期待しており、この点は事業者にも御理解いただいております。事業者のノウハウを生かした充実した研修計画は支援員等の資質向上に資するものと期待しております。4月にはコンプライアンス及びアレルギー対応研修が実施され、今後は2か月に1度程度の研修計画がなされております。

次に、4点目の新たに導入されたことについてはについてお答えいたします。

4月から事業者により業務支援ツールC o DMONが導入され、保護者連絡や児童の出欠席管理に活用し、安全管理と支援員等の負担軽減を図っています。今後は児童の入退室管理や支援員等の出退勤管理にも活用し、さらなる安全管理と負担軽減を図る予定です。

次に、5点目の保護者への連絡状況についてお答えいたします。

特別支援学級在籍児童や外国籍児童など多様な御家庭に対し、メッセージでは伝わりにくい場合には電話や送迎時に直接伝えるなど、事業者のノウハウを生かした細やかな対応がなされています。トラブル発生時も事業者にはこれまでの実績に基づき、適切な聞き取り、原因究明、再発防止のための人員配置など最適な手法で対応し、町へも密に報告をいただく体制となっています。

次に、6点目の連絡調整会議についてお答えいたします。

5月に開催されました初回の連絡調整会議には町職員は参加しましたが、学校側は新年度早々のため参加できませんでした。児童クラブが安全・安心で有意義な場となるよう今後も各校教員に会議へ参加いただき助言を得るため、早期の日程調整など参加しやすい働きかけを行います。

最後に、7点目の長期休みへの対応についてお答えいたします。

今年の夏休みは、昨年度同様の体制で運用することとしております。これは通常より人員確保や計画的シフトが必要なため、町も事業者と協議し、児童が安全・安心で有意義に過ごせる場を整えていきます。また、時間延長や学校休業期間の対応については、人員、時間、料金等の課題があり、事業者との協議が別途必要となっていく予定です。現在事業者においては、委託業務の円滑な実施を最優先に取り組んでいることから、その状況を注視しながら協議の開始時期を見極めていきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず支援員ですけれども、23名中21名が採用されて、あとは事業者の中での人員のやりくりをしていらっしゃるという理解でいいですか。そうしますと、支援員の数が民間委託する理由ですけれども、このままでいくと人が集められないというのが理由の一つだったと思うんですが、今民間委託した段階で支援員は増えていないわけですから、これはどういうふうに理解すればいいですか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、自分たちで直営でやっていた頃には職員のシフトを組んだりしていく上で26人程度いればシフトが組みやすいというふうに考えておりましたが、しかし実際的には23人しかいない状態で運営をしてまいりました。今回民間委託を機に2名の方は退職されて21名になったわけですが、その中で事業者としてシフトが適切に組まれていること、また3人の支援をできる職員がいることによってシフトがうまく組めているという状況にあると認識して

おりますので、この人数で事業者の方が適切に運営できるということであれば、このまま見守っていきたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ちょっと踏み込んだ質問なんですけれども、支援員さんの時給について、今まで町が決められた時給で、民間委託することによって、その時給を増やしたりすることは事業者がやってい

いわけですか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の質問にお答えいたします。

支援員等の賃金の値上げにつきましては、事業者が必要と判断した場合、事業者により実施されるものと解しておりますので、そこで今の予算の範囲内でできるのであれば問題ないかと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

その点については分かりました。

あと、保護者との連絡でC o DMONを活用しておられるということですが、これは前のきずなメールとC o DMONはどう違うんですか。入退室管理ができるということをおっしゃったんですが、これはC o DMONというのは双方向で保護者のほうからも事業者、支援員の先生に対して何かこういったことが、緊急に連絡したいことがあれば、それを活用できるのかということをもう一つ教えてください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

町が以前使用していましたきずなメールにつきましては、町からのお知らせ情報を一斉に保護者の方にお知らせするためだけのものでして、双方向でのやり取りはできませんでした。そ

のため何か利用者の方が相談事があれば、支援員の方に直接お迎え時などに来ていただいたときに相談をしていただくという状態で行ってまいりました。C o DMONにつきましては出退勤管理とかというのが今後できるという現状の中で、今の子供については児童クラブに来ているかどうかというところ、子供や支援員が来ているということ、バーコードを機械にかざしますとその記録が保護者のほうに通知されて、来ているか来ていないかということを確認できるような仕組みがございます。そういったところで、保護者との間で双方向でやり取りができる部分はありますが、相談事に関してはそれを直接、保護者が相談員の方、誰かに相談したいと思っても、機能的には相談した内容について全ての方が見られるような状態になっておりまして、細かい相談事に対してはこれまでどおり支援員の方に直接お電話いただく、連絡して相談していただくとか、あと事業者に対して何かお話があれば、事業者の直接の対応できる電話番号とかをお知らせしておりますので、そちらに電話して相談していただくということになってきますので、C o DMON自体では相談には今現在は使えないというものになっておりますので、よろしくお願いします。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

民間委託する先ほどの理由で、1つ目が人が集められないということと、2つ目は民間委託したほうが研修を受けていただけて資質向上につながるという、この2点が上がっているわけですが、もう一つ、今後の長期休暇の利用の仕方とか、それから時間延長についても、今の直営ではできないけれども、民間委託した場合やれるかもしれないというような御答弁だったんですけれども、これで民間委託して年間約1,530万円、委託費といいますか増えていますので、やはり利用者からすると何かしらもっと今までよりも利用しやすい、そういったことになるのかなと思います。

それで、今年の夏休みは今までどおりということだったんですが、今後事業者と協議するとおっしゃいましたが、アンケートとかを取られる予定はありますか、保護者の希望、どのような保護者が希望があるのかなど知るためにですけれども。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、アンケートを取るかという質問に対してお答えいたします。

保護者の方のどんなようなニーズ、サービスを希望しているかということに関して細かく把

握しているわけではございませんので、アンケートを取って保護者のニーズを知るということ
は一つ的手段としていいかなと考えられる部分もございますので、一つの策としては検討して
いきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

最後にですが、いろいろ仕様書等規定はされているわけですが、この委託というのが
3年間ということなんですが、1年たったところで何か検証してみるとか、そんなようなこと
は何かお考えでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、1年たつての検証されるかどうかということについてお答えいたします。

現時点では1年たってからの特別な検証をするような予定等はしていません。毎月実施報告
書の提出があり、それを確認したりとか、連絡調整会議へ出席をしまして運営に支障がないか
確認を毎月しているところでございます。支援員等の労務管理や研修条件は注視しながら、今
後毎月の中で状況を確認して、それを積み重ねていくということで管理をしていきたいと思っ
ておりますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

先ほどのお話ですと、研修もしっかり受けていただけるということですし、今のお話ですと
実施報告書を毎月、そういったことをしっかりやっていただけるということですので、私の質
問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時25分 休憩

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私からの質問内容は、自主防災組織についてです。

梅雨入りの時期です。この地方も昨日付で梅雨入りが宣言されましたが、近年地球温暖化による異常気象による突然の集中豪雨等の発生で、ふだんでは予測できない浸水や土砂災害が全国の至るところで起きていると毎年のように報じられています。また、発生確率がますます高まる巨大地震による大規模災害への心配もあり、災害への備え、防災対策は決して後回しにすることができない大変重要な課題であります。

自助・共助・公助とよく耳にします。行政による公での災害への備え、公助の充実も大切ですが、広範囲にわたる大きな災害時では、消防署や消防団、役所の初期活動にも限界があることは先般の大地震災害などでの事例でも多くのケースで指摘されています。まずは最初に個人や家庭世帯での個々の取組、自助が優先され、そして次に近隣住民の連帯意識による災害対応、共助が効果的であると言われていています。

そこで、共助となる部分について第1の質問、本町の自主防災組織の実態と活動についてお尋ねいたします。

本町の地域防災計画の第2章、災害予防計画に第3項自主防災組織の育成と強化があります。ここでは、町は、自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民、事業者等の自主防災組織の整備・育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるとするの方針がうたわれております。また、その現状として、自治会組織が母体となる当町の自主防災組織が別表に、上之郷14、御嵩17、中17、伏見16の合計64組織が掲載され、ほとんど全ての自治会に防災を趣旨とする団体が組織化されているようですが、町としてはその実態組織としての活動を把握しているのでしょうか。平常時での活動内容はもとより、構成役員の担い手は例えば1年ごとに交代していくような自治会役員と重複していませんか。

また、令和7年度当初予算を見ますと、消防費、防災費の節18負担金、補助及び交付金の中には町からの自主防災育成補助金として71万円が計上されていますが、その積算根拠や過去これまでの補助実績についてもお伺いいたします。さらに、この補助金は町の補助金交付要綱に

基づくものと存じますが、第3条第3項の事業計画書や収支予算書の添付を求めないものとして別表第2に唯一、自主防災組織活動補助事業があり、団体からの補助申請の簡素化を図ったものと推測します。これは、反対に安易に補助金支出を認め、実質的、効果的な審査がないことが結果として組織をマンネリ化、形骸化させることにつながっていないのでしょうか。悪く言えば、活動実績が些少でも申請すれば定期便のように補助金がもらえることになっていませんか。

第2に、組織団体に対する町の指導や育成支援についてお聞きます。

自主防災の取組はあくまで自主活動が中心に展開される場所ですが、自治会組織の特性や実情にふさわしい防災マニュアルや避難マップ作りは各団体で行われているのでしょうか。また、町として組織活動充実のためのアドバイスや研修、支援体制は十分に行われていますか。そして、各地域や団体での防災資機材の整備は進んでいますか。資機材整備に係る補助事業もあるようですが、町はその整備状況を把握しておられるのでしょうか。

3つ目の質問は、要配慮対策への取組についてです。

これは民生部の管轄になると思いますが、まずは町内全体の避難行動要支援者の実態についてお聞きます。

独り暮らし高齢者や障害者等の要配慮者のうち、自主避難が困難な方として町全体での登録者数と個別支援計画、避難計画はどれほどあるのでしょうか。それは考えられる対象者のうちどれぐらいの割合であるのか、分かれば教えてください。また、その数は増えているのでしょうか。そして、町の担当部局での対応策はどのようなもので、有事の際には24時間対応できる実効性のあるシステムとなっていますか。

また、自主防災組織で要支援者の個別支援計画に対応しているケースは実際にあるのでしょうか。大規模災害での避難誘導や安否確認など要配慮者対応では、自治会での身近な近隣住民による存在と生活パターンの日常からの把握、いざ非常時では、例えば夜間、深夜でも迅速な声かけが大変有効であると思いますが、その実態と課題をどのようにお考えでしょうか、個人情報保護等の問題による支障は生じていないのでしょうか。

そして、最後4つ目の質問は全体的な課題、今後の組織の育成強化についてお伺いします。

近年、本町においても自治会組織、地域コミュニティの希薄化が進み、自治会からの脱退者発生、特に高齢者や女性世帯の自治会離れ、そういったものが問題となっています。その中で防災の観点から地域のつながりを深め、どうしたら組織の育成強化ができるのかお考えでしょうか。もちろん自主防災ですので基本は地域の問題であり、地域の実情に合った育成強化策を住民自らが講じる必要はあると思いますが、公である行政が自治会、地域に求めるものとして自主性、自発性を盾に一線を引くばかりではなく、町としてできる支援や支援策などの案があ

ればお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

山田議員から自主防災組織について、4点の御質問をいただいております。

私からは、1点目、2点目、4点目についてお答えいたします。

まず、自主防災組織の実態につきましては、毎年度末次年度の代表者を確認することで把握しており、本年度の組織数は65組織となっております。自主防災組織の活動につきましては、各組織からの補助金申請、実績報告及び防災訓練内容の相談などにより把握しているところであります。

昨年度の一例としまして、防災食作りを含めた防災訓練、災害時の救出を目的としたチェーンソーの購入及び訓練、可搬ポンプによる放水訓練など、自主防災組織の防災力向上につながる様々な活動が行われております。

自主防災組織の役員につきましては、自治会長とは別の代表者となっているところが本年度13組織で、そのうち前年度と代表者の変更がないところは7組織であります。

自主防災組織活動補助事業による補助金につきましては、過年度の申請実績を基に予算計上しております。本年度の予算額71万円の内訳としましては、活動補助金2万円を33組織、防災車両車検年度の補助金5万円を1組織としております。この補助金申請につきましては、御嵩町補助金交付要綱に添付書類を一部省略できる規定となっておりますが、補助金交付申請書には事業計画書、また実績報告書には収支決算書を添付していただくことになっております。確認の上、適正に交付しているものであり、自主的な活動を促す目的を果たしているものと考えております。

防災マニュアルや避難所マップにつきましては、直近の例では大久後自衛消防隊が作成されました地区防災計画があります。これについて他の自主防災組織に紹介したところ相談が数件あり、作成の機運が高まりつつあると感じているところであります。町としましても引き続き相談に応じ、必要なサポートに努めてまいります。

アドバイスや研修といった支援につきましては、毎年6月に自主防災組織活性化研修を行っており、先進的な取組をされている自主防災組織の方に発表していただくことで組織の広がりを図っております。直近の実績としましては、大庭台自主防災会の無事ですタオルによる安否確認訓練の取組を紹介したところ、南山台東自主防災会がこれを取り入れ実施され、横展開が実現しているところであります。

また、防災アカデミーを毎年行っております。受講修了者は御嵩町防災リーダーとして、地域の防災訓練や研修会、有事の際には救援救護活動などで活躍していただくことを目的の一つとしており、自主防災組織で中心となって御活躍いただいている方もいらっしゃいます。防災リーダーについてはフォローアップ研修を行っており、昨年度は避難所開設訓練や自主防災組織運営の課題をテーマにした話し合いを行うなど、自主防災への関わりやスキルアップを図っております。

防災資機材につきましては、自主防災組織設備等補助金交付事業を毎年各自主防災組織の代表者に案内しており、有事の際に必要な資機材の整備を促し、資機材購入の折に補助金を活用いただいております。各組織の資機材の保有状況につきましては、この補助金を活用いただき整備された資機材については把握しておりますが、各組織が保有する全ての資機材については把握しておりません。

最後に、育成強化や支援策などについてお答えします。

南海トラフ地震などで想定される大規模な災害をはじめ、有事の際には自主防災組織が機能することが重要であることを強く認識しております。自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づいた自主防災組織の活動は引き続き必要不可欠であります。よって、町としましては、単に自主防災組織の自主性に期待するだけではなく、さらに組織の活性化を図っていく考えであります。本年度は、補助や支援を継続するとともに自主防災組織活性化研修がより有意義な研修となるよう努めてまいります。

防災アカデミーにつきましても、本年度も開催し、防災リーダーの増員を図っていくとともに、フォローアップ研修に加え、最新の防災知識を習得していただくために防災アカデミーを再受講できる制度を整え、参加を促してまいります。

また、学校の部活動の地域移行化に伴い、本年度より誕生した御嵩ぼうさい倶楽部の部員が自主防災組織の訓練に参加して学んだり、訓練アイデアを提案したりする活動について支援することを検討しております。そのほか他市町村の優良な事例なども参考に、自主防災組織の活性化、地域の防災力向上を図ってまいります。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、山田議員の御質問の3番目、要配慮者対策への取組についてお答えさせていただきます。

避難行動要支援者、個別避難計画は、ともに御嵩町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱に規定されており、町内に居住する高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方の

中で、災害などの有事の際、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため支援をする制度でございます。避難行動要支援者の登録者数は、令和6年度末現在高齢者633人、障害者86人の登録となっており、同じく個別避難計画は高齢者87人、障害者16人を登録、作成しております。

避難行動要支援者の登録者数が対象者に占める割合についてですが、対象者は自ら避難することが困難な方であって、避難の確保を図るため特に支援を必要とする者と要綱に規定されており、厳密に町内全体の割合を算出することは困難でございます。ただ、令和7年4月1日現在の町内の高齢者人口は5,900人ですので、避難行動要支援者に高齢者の占める割合は約10.7%、個別避難計画の割合は約1.5%、同様に障害者手帳等を所持されている方が689人ですので、避難行動要支援者に障害者の占める割合は約12.5%、個別避難計画の割合は約2.3%となっております。対象者の方をどう捉えるかということにもよりますが、一般的に合理的配慮が必要な方を全員対象とするよりも数値はつかみづらいのが現状でございます。超高齢社会の中で、対象となる方、登録を希望される方が増加するのではないかと推測いたします。

24時間体制で実効性のあるシステムと言えるものなのか否かは、その想定により不明ですが、有事の際に必要な情報を必要なタイミング、必要な機関に提供できるようにし、機動力を発揮しなければならないと考えております。そのため要支援者名簿はデータ化し、職員に共有できるようにしております。

有事の際の対応策については、避難行動要支援者や個別避難計画を警察署、消防署、消防団、自主防災組織または自治会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の協力機関に情報提供し、安否確認に活用いたします。より実効性の高いシステムとするため、今年度の防災訓練では民生委員児童委員と消防団に協力を要請し、民生委員児童委員が安否確認を行い、消防団が避難所に搬送する訓練を計画しております。

自主防災組織の要支援者や個別避難計画の対応ケースとしては、申請のあった一部の自主防災組織に要支援者名簿等の一覧を提供しております。ただし、個人情報の機微な情報が含まれていますので、すべからく情報提供に同意をされたことが前提となっております。

大規模災害等の要配慮者対応の課題等につきましては、協力機関との迅速な情報のやり取りと各機関が有事の際にどれだけ安否確認等に動けるかが課題となっております。有事に備え防災訓練にて協力機関と連携し、安否確認や避難誘導の訓練を継続してまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

御答弁ありがとうございました。

二、三、再質問をさせていただきたいと思います。

まず総務部長ですけれども、防災計画の中に自主防災組織の育成と強化というところ、その中に事業所等の啓発も図るというような文言がありまして、消防法に規定しております自衛消防組織とは別として、例えば町内の中で自主防災活動を行っている事業者はあるのか、分かればその辺りをお教えてください。

それと、防災リーダーの育成についての御答弁がございました。今年も第14回目の講座を開かれるということで、なかなか大変継続してありがたいことだと思いますけれども、これは以前から町内におけます防災リーダーの数なんですけれども、このことについて平成27年や平成29年のときにも、これは安藤雅子議員が御質問をされておるんですけれども、平成29年には172人防災リーダーがあつて町内の在住者は150人、令和元年度につきましては防災リーダーの数は256人、かなり増えておりまして町内の在住者は218人とあるんですけれども、今現在どのくらいの方が防災リーダーとして町内にお見えになるのか。それと、自治会におけるリーダー不在の自治会数については、平成29年には69自治会のうち22不在のところがあつて約30%、令和元年度につきましては14あつて20%とだんだんこれも数が減りつつあつて、各自治会にリーダーがおられるようなんですけれども、今現在はどのくらいおられるのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

それでは、再質問にお答えいたします。

事業者の自主防災組織につきましては、分かればということで恐縮でございますけれども、現段階におきまして把握しておりません。

また、2つ目の防災リーダー数でございますが、防災リーダーの認定数は331名、そのうち町内在住の防災リーダー数は276名でございます。

また、自治会で防災リーダー不在の自治会数でございますが、68自治会のうち11が不在ということになっておりますのでよろしくお願いします。

〔3 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

続きまして、民生部長にお聞きします。

要配慮者対策の取組についてですけれども、平成27年に当時の奥村雄二議員が、住民助け合いマップの作成ということで一般質問がありまして、当時、私民生部長で答弁をされていて恐縮なんですけれども、そのときには要配慮者の登録者数が高齢者、障害者合わせて1,002人あったということで、比べますと、先ほどの数字633人と86人で719人ですか、300人ほど減っているんですけれども、減っている状況なのはどうしてなのかということをお聞きしたいんですけれども、実際に要配慮者対策の登録について法律で定められております。災害対策基本法の法律で定められておりまして、その中には氏名や住所や生年月日だとか、最低必要の項目しかないんですけれども、町の先ほど申された登録の要綱を見ますと、様式ですけれども、かなり細かなところまで連絡先だとか支援者だとか、狭き門というわけじゃないんですけれども、登録するときにもうハードルを設けてしまっておるんじゃないかなと、そんな感覚があるんですけれども、その辺りについてどうかなと。

それともう一つ、登録者が1,002人もあるにもかかわらず個別支援計画数は103人ということで、ほとんど10%、1割なんですけれども、この計画をつくるのがかなり難しいものであるのだろうかと、その辺りについてお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大先輩の民生部長であった山田徹議員にお答えいたします。

確かに減っておりまして、実情をちょっと調べてみましたが、実際新規登録よりも死亡者、転出者、施設入所者という方が多くございまして、その原因があって喪失があったというふうに考えられます。決してこちらとしてはアピールしていないわけではなくて、広報などを通じまして連絡はしておりますが、やはりそういった原因もありまして社会減というものもあった、自然減もあったのではないかなというふうに考えております。

それと、個別避難計画についてですが、まず避難行動要支援者とは災害時に自ら避難することが困難である方が前提となっております。個別避難計画につきましては、災害時、こういった有事の際に自ら避難することが困難な方が支援を受けながらどうやって避難するか、これがあらかじめ計画するものなので非常に細くなっているというのは否めない状況です。ですので例えば避難支援実施者を記載していただく、これは3名記載していただくことになっておりますけれども、そういったことで対応することになって細かい内容になっていることを御理解いただければと思います。以上です。

議長（大沢まり子さん）

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

避難行動の要支援計画についてですけれども、平成27年のときには自治会のほうで7つの自治会がそういった個別の計画をいただいて、それぞれの自主防災組織で対応しておったというようなことを私もそのときに答弁したんですけれども、今回聞きますと本当に一部の自治会しか対応がされていないということで、これはやはり手挙げ方式といいますか、自治会かどうかというのだけで終わっておるというような感覚なので、その辺りをもうちょっとPRしていただくというか、登録者の掲載についてもそうなんですけれども、最近福祉部分ではアウトリーチということで、ふだんは困っていない方にも支援を積極的にどうですかという声かけをする活動が言われておるんですけれども、そういったことがこの分野でも今後必要じゃないかなと思います。これはどうですかというお聞きしたいんですけれども、再質問はしません。

それと自主防災組織の今後の育成強化についてですが、自治会が抱える現状と課題についてということで、今回の一般質問でも伏屋議員からあるようなんですけれども、都市化と高齢化が進んでいます。その中で助け合い精神というのがやはり薄れていると思うんです。私、顔戸なんですけれども、先般可搬ポンプの継続をするかどうかということが自治会の役員会の中でも協議になりました。そうすると皆さん、もう大変だからやめようという声はかなり多いので、実質可搬ポンプは車から下ろしたような状況です。今後どう活用するかというのは今後の予定なんですけれども、そういったことになると自治会活動そのものについても、民生部局だけの問題ではなくて、行政の横の連携でもって今後その防災の面からも自治会コミュニティの高揚を図っていくことが今後必要じゃないかなということで今回一般質問したわけなんですけれども、今後も行政からの御指導、アドバイスをお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで山田徹さんの一般質問を終わります。

続きまして、8 番 奥村悟さん。

パネル等の使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

8 番（奥村 悟さん）

それでは、先に通告しておきました通告書に従いまして、本日は大項目1点、通学（登下校）における安全対策について質問させていただきます。

教育委員会では、御嵩町の教育の推進を図る基本計画、21世紀御嵩町教育・夢プランを平成13年、2001年度に初版を策定し、今年で24年目になります。毎年このプランに基づき事業を推進し、点検・評価を行い、重点事項の実践に努めておられます。

方針と重点、学校教育の重点事項、学校施設内、放課後、登下校時の子供の安全を守りますの一つの事業、通学路の安全確保について質問させていただきます。

新年度を迎えて新1年生も入学し2か月がたちますが、重たいランドセルを背負い、まだまだおぼつかない足取りで上級生の子たちに引っ張られるようにして登下校をしています。交通量の多い交差点や危険な横断歩道のところには見守りサポーターの皆さんに立っていただき、無事故で登下校できるように子供たちの安全を見守っていただいています。この場をお借りしてサポーターの皆さんに心から感謝申し上げます。

私は地元の伏見小学校で、朝の登校の見守りをしながら一緒に通学路を歩いて学校まで行きますが、途中で気分が悪くなる子、トイレに行きたくなる子、忘れ物を取りに家まで戻る子など様々なことが起こります。その場に大人がいればすぐに対処できますが、特に下校時などでは子供たちだけのときが多いことや学校から遠い子ほど少人数になり、途中で何かあったときなど、どう対処すればよいのか心配になります。通学路の途中でこども110番の家の看板を目にすることがありますが、子供たちがその意味を知って駆け込めるのかも心配です。

伏見小学校下では、コミュニティ・スクールが中心となって、子供たちは家庭、地域、町の宝であることから、いつでもどこでも誰かが子供たちを見守っている環境を地域一体となって、子供たちが安全・安心に学校に通い、地域で楽しく過ごせるようにと地域の方々に呼びかけしました。登下校に合わせた散歩や買物でのパトロール、通学時間帯でのごみ出し、玄関先での見守りなどにより、日常生活の中で少しでも子供たちへ気を配ってくださいと地域の方へ協力を求め、通学路の安全対策に努めています。この呼びかけで発足したのが伏見小学校児童登下校安全サポート会です。安全サポート会は、ふれあい安全サポーターとして伏見地区において児童が安全・安心に登下校できる通学路の確保と心豊かな児童育成のため、関係団体が連携し、登下校時に子供の安全・安心を見守る活動を行っています。現在では20人ほどが活動をしています。少し御披露しますが、これはビブスといいますが、今のコミュニティ・スクールの伏見が作ったわけですが、このビブスを20名ほどのサポーターの方に配付しまして、これを常にジャンパーのように羽織って活動をしています。

子供の安全を守るためには、地域の方との連携は不可欠です。特に登下校時の通学路や放課後において、誘拐の前段階の声かけ事案が多く発生しており、地域の方の見守りは大きな力となります。実際に児童が不審者に遭遇したとき、こども110番の家を知っていてもなかなか知らない人の家に駆け込むことは難しいものです。こども110番の家をウオークラリー形式で確

認したり、下校時に不審者と遭遇したという想定で、こども110番の家に逃げ込む訓練を行ったりしている自治体が全国に数多くあります。

最近の事例では、令和6年3月、岐阜市で集団登校中の児童らが男に後をつけられ、こども110番の家である事業所に駆け込み、同事業所職員が110番通報して警察官が駆けつけるまで児童らを保護しました。平成6年4月、羽島市で小学校2年生の児童が下校中に命を奪われる痛ましい事件が発生したことを教訓とし、平成8年3月、可児市今渡北小学校PTAが中心となり始まったこども110番の家の活動は、その後全国各地に広まりました。がしかし、こども110番の家は、そこに人がいることを前提とした制度なので、20年以上もたった現在では協力していた家庭の高齢化や共働きで不在の家など、協力を仰げる家庭は年々減少しています。

警察庁が登録している全国のこども110番の家の設置数は、2012年3月末時点で約197万件あったものが、2022年度には約147万件と11年間で25%近く減少しました。この傾向は現在でも続いています。ちなみに、令和6年3月末現在の県内設置数は1万7,352件です。

その目的としては子供たちを守る防犯意識の啓蒙、万が一のときの対応なのに防犯意識の啓蒙という役割が理解されていないような気がします。また、子供がいる世帯以外では認知度があまり高くないことや、看板があっても具体的にどのような役割を担っているかを知らない人もいるのではないかと思います。

そこで質問ですが、1点目、こども110番の家は町内に何件くらいあり、その位置づけはどのようなのですか。また、こども110番の家マップを小学校で独自に作成し、児童へ配付されることで児童がいる家庭には周知が図られていますが、他の自治体のようにこども110番の家マップをネットなどで公開されていないため、地域の住民が目にすることはないと思います。隣の可児市のように防犯担当課の防災安全課が毎年小学校区ごとにこども110番の家マップを作成し、児童や関係機関に配付しているところもあります。

ちょっと紹介しますが、これが可児市が作っています冊子です。こども110番の家マップというのを作っています。小学校区ごとに全部あります。それぞれ広見小とか今渡北小とか全部マップにしてあります。これを関係機関の方々に配付しておくと、民生委員だとか、それから警察だとか、そういったところに配付をしている冊子です。これは100部ぐらい作っているそうです。それから、こちらがマップのほうです。これは小学校区ごとに作っておるそうです。これはたまたま兼山小学校区ですけれども、これはその学校の児童全員に配付しているということでもあります。

地域の安全網を広げるには、こども110番の家の取組を何らかの方法で地域の住民が知る機会を増やすことが必要です。そのためにも本町で正確なマップを作成、配付し、ネットなどでも公開して周知はできないでしょうか。

2点目、保護者の方が地域に配置されているこども110番の家を実際に子供と一緒にどのように確認しているかは分かりませんが、他の自治体のようにこども110番の家をウォークラリー形式で確認したり、不審者と遭遇したという想定でこども110番の家に逃げ込む訓練を行うことはできないでしょうか。

3点目、小学校の登下校時間帯に合わせて、集合場所から学校、学校から集合場所まで児童と一緒に歩き、安全パトロールを行う学校安全サポーターは教育委員会の採用により各小学校に1名配置されていますが、ボランティアによる各学校の見守りサポーターの人数は何人でしょうか。また、学校安全サポーターや見守りサポーターの情報交換は行われていますか。

4点目、昨年5月に御嵩小校区で通学路を下校途中の児童が負傷する事故が発生しました。その後、上之郷、御嵩、伏見のそれぞれの小学校区で通学路の安全点検を行ったそうですが、事故が発生してからの対策ではなく、未然防止も踏まえて常日頃から安全点検を行う必要があると思います。通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検は、どのようなタイミングで誰がどのように行っていますか、また通学路交通安全推進会議の開催状況はどのようなのですか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、奥村議員からの通学における安全対策に関する質問にお答えいたします。

初めに、こども110番の家について御説明いたします。

これは、子供が付きまといや声かけといった不安を感じる事案に対し、通学路周辺の民家、事務所、店舗などが緊急連絡先となり、子供を保護し警察へ通報する民間協力拠点です。平成8年に可児市で全国に先駆けて始まり、平成17年には統一表示プレートが警察署により制定され、配付されています。設置主体は小学校、PTA、市町村教育委員会等ですが、本町では小学校が担っております。

1点目の御質問、こども110番の家マップの作成とネット公開についてお答えいたします。

町内にはこども110番の家が136件あり、内訳は伏見小学校区37件、御嵩小学校区75件、上之郷小学校区24件です。本町においても地域全体で子供たちの安全を見守り、安心して暮らせる環境をつくる重要な取組として整備されてきました。

可茂管内の可児市と坂祝町ではマップが作成されていますが、悪用防止のためホームページでの公開や一般配布は行われていません。本町の全小学校では、その所在地を一覧表にまとめ、確認し、活用しています。マップを作成しているのは上之郷小学校と伏見小学校で、伏見小学校においてはそのマップを保護者と共有しております。

教育委員会ではマップの有用性を認識しており、未作成の御嵩小学校には作成を依頼しました。今後は各校のマップを基に町全体のマップを作成し、全体像を把握する予定としております。マップの公開については、悪用の懸念や児童とその保護者が通学路沿いのこども110番の家の位置を把握していれば足りるとの考えから、ホームページ等での公開や一般配布は予定しておりません。

2点目の御質問、こども110番の家をウォークラリーでの確認と駆け込み訓練の実施についてお答えいたします。

小学校では、職員が同行する下校指導時に子供たちとこども110番の家の場所を確認しています。また、1・2年生対象の連れ去り防止訓練では、不審者遭遇時に110番の家へ避難するように指導しています。職員が同行する下校指導は大変有効であり、継続していくとともに、110番の家と子供たちとの顔合わせを設定するなど、110番の家と子供たちがつながることで110番の家が緊急時に安心して頼れる場所だと子供たちが認識できるような取組を推進してまいります。

3点目の御質問、各学校の見守りサポーターの人数と情報交換による共有についてお答えいたします。

学校は登下校の見守りサポーターの存在を承知していますが、ボランティアによるサポーターの正確な人数は把握していません。ただ、伏見小学校では奥村議員も所属する見守りサポーターの団体に20人のサポーターがいることを把握しています。これらのサポーターの情報交換は学校主導ではなくサポーター間で独自に行われており、必要に応じて学校にも情報が提供されています。

最後に4点目の御質問、通学路交通安全プログラムの通学路安全点検と推進会議の開催状況についてお答えいたします。

学校教育課では例年4月、各小・中学校に通学路対策要望調書の作成を依頼します。各学校では、年度当初PTAが中心となって通学路の安全点検を行い、その結果を基に危険箇所、内容、対策の優先度、事故、けがの有無等の報告を受け、集約しています。7月上旬には通学路交通安全推進会議を開催し、児童・生徒の安全確保に向けた方針の確認、関係者が保有する情報の集約、そして対策の協議を行います。この会議では通学路交通安全プログラムの確認や集約した町内通学路の対策が必要な箇所について書類で確認いたします。

委員は、国道、県道、町道の各管理者、警察署、各小・中学校長、PTA代表及び学校教育課です。10月から11月には通学路交通安全プログラム改定のため、対策済み箇所や新たにプログラムへ掲載すべき危険箇所を推進会議の委員が合同で点検いたします。2月中旬に再度推進会議を開き、合同点検の結果を踏まえた次年度以降の通学路交通安全プログラム改定（案）を

承認いたします。3月には、改定後の御嵩町通学路交通安全プログラムを町ホームページで公開し、同プログラムに基づき次年度の対策要望を行っています。今年度の通学路交通安全推進会議は7月と2月に開催する予定です。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

マップのほうですが、先ほどお見せしたこのマップですね、大変いいものですが、費用もかかるということなんですが、伏見小とか上之郷小が作ってみえるということですが、簡単なものですが、もう少し分かりやすく作ってもらうといいですし、御嵩小も今後作られるということですので、地図で確認しながら子供に配るということは大変有効なことかなと思います。

先ほど110番の家のウォークラリーということで、いろんな組織でやっております。なかなか学校だけではできないということで、例えば青少年の育成推進会議、そういった方々の協力を得ながらやっております。おうちへ行くとやっぱり顔が見られますので子供たちも気安く話をかけて知ることができるということなんですけれども、子供たちに聞きますとやっぱり家の存在があまりよく分からない、特に6年生ぐらいいいんですけれども、中学年とか低学年はよく分からない。それから、家の人がどのような人か分からないので逃げ込んでも不安だというような話を聞きますが、住民の協力を得て110番の家の普及をさせているわけなんですけれども、マップの作成もさることながら、登録していただいている情報確認と更新を定期的に行う必要があるんじゃないかというふうに思います。

例えば、私が二、三のこども110番の家を当たってみましたけれども、家にいるような気配もないお宅だとか、店舗なんですけれども、営業中という看板があるんですけれども、たまたまなのか分かりませんが長時間不在のところもあったりということで、学校と110番の家の情報共有は何らかの形で必要かなと思いますが、その辺のところどんなふうにお考えか、お聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、奥村議員の質問にお答えいたします。

今現在110番の家につきましては、毎年度学校のほうから110番の家の方に更新をする意思があるかどうかというのを確認させていただいて、その方の了解を得た上で、その後、警察署のほうに連絡して110番の家として認めていただいている状況でございます。新規のところが必要となってくれば、学校がまた探して警察に届け出ることによって表示板などがもらえるというような仕組みになっておりまして、そのような機会で学校と110番の家とは情報共有をしていると認識しております。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

その辺のところはしっかりと心がけていただいて、情報共有をしていただく必要があるかなと思います。

先ほど3番目の答弁のところですね。見守りサポーターと学校安全サポーターが見えまして、なかなか情報共有というのがされていないということで、教育委員会は中に入っていないということで、見守りサポーター、学校安全サポーター間ではやっておられるかなというふうに思うんですけども、学校安全サポーターに聞きますと、サポーターをやっていて困ったときとかいろんな問題が出てくるわけです。そういった判断がどうしていいのか分からないとか、それからほかの校下、例えば伏見の安全サポーターだと上之郷とか御嵩、そういった方々のサポーターの取組がどんなふうにあるのか参考にも聞きたいという話も聞いておるわけなんですけれども、各小学校を回って交通の指導をやってみえる交通安全指導員というのが御嵩町に1名見えるわけなんですけれども、その方々が伏見小に1週間に2回、御嵩小は1週間に3回と週5日やってみえまして、上之郷小は月1とか2か月に一遍ぐらい入ってみえるわけです。バス通学ですので通学で歩く子供たちが少ないので、その辺のタイミングでやってみえるわけなんですけれども、そういった方たちにも話を聞くといろんな危険な場所があったり、ここはどうかなということで話を聞きます。ということの中で、交通指導員も交えながらサポーターやそれからボランティアの方、そういった方たちの情報共有というのは必要かなと思うんです。ですから、教育委員会指導の中で意見交換、そういったものをしてサポーターへの支援を行っていただけるといいかなと思います。

先ほど私が説明した教育・夢プランの中にも教育委員会の支援というのがきちっとうたっています。これは二重丸でなくただの丸になっておりますけれども、そういったこともやっていただく必要があると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、奥村議員の御質問にお答えいたします。

今現在教育委員会が主導となって交通安全指導員や学校安全サポーター、地域のサポーターの方との情報交換の場を設けるということはしておりません。

そういった中で、今奥村議員のほうからしたらどうだという御提案もありましたが、特段それを何かしないといけないことはないかなと思います。今後は年に1回程度集まっていって、情報共有する機会を設けていくことができればと思いますので、それができるようにやっていきたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

各学校に1人しか学校安全サポーターが見えないわけですから困り事もありますし、子供からの相談、先生からの相談もあると思います。1人ではなかなか解決できないと思いますので、教育委員会のサポート、学校のサポートの中で情報共有していただけるとありがたいと思います。

それから、もう一点なんですけれども、最近かなりな猛暑で、夏は本当にうだるような暑さで熱中症対策が大変必要になっています。過去2年間については観測史上1位の記録的な猛暑となっております。また、昨日、東海地方は梅雨入りしたということなんですけれども、今年も猛暑が予想されております。今までの夏とは違うということで登下校時の子供たちの猛暑対策も必要かなと思います。

富加町では傘を差してということでやっている小学校もありますし、安全対策は必要かなと思いますし、傘とかいろんな熱中症対策が必要かなと思うんですが、岐阜県防犯協会がマニュアルを作っておりますけれども、これは最近のマニュアルかなと思うんですけれども、こども110番の家の方に、これを持ってみえるんですかと聞いたら持ってみえないということで、これも新しく改正したら配付してほしいですね。そうでないと全然中身が分からないし、どういようなことをやればいいのか分からないという方が見えます。

この中に、その他の活動というのがあります。ここに犯罪の被害に遭ったときとか、遭いそうになったときだけでなく、子供たちがおなかが痛くなったときだとか雷が急に鳴って雨が強いときだとか、暑くて歩けなくなった、いつも水筒を持参しているんですけれども、水が

なくなったときに水が飲みたいといったとき、そういったときにも駆け込めるということで、これは活動マニュアルで防犯協会も推奨をしておりますけれども、こういったことが児童とか学校のほうへとか、それから家の協力者のほうに共有されているのか疑問なんですけれども、教育委員会は把握してみるのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、奥村議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、今のそのマニュアルについては存じておりません。いろいろ110番の家の中で調べた中でもそういう情報は出てきませんので知りませんでしたが、その他の活動の中で載っているような内容につきましては、今お聞きしますと子供にとっては有意義なことであるかなというふうには思いました。

そういった中で、いま一度、パンフレットがどのような状態、今現在どのように作成されていてどのように使われているかということを調べさせていただいて、一度機会がございましたら警察署のほうに、いま一度110番の家の方に、またその他の活動についてもお願いしていただくようなことをしていただいた折には、学校のほうからもその他の活動も併せて、子供たちのために協力をお願いしたいということを学校を通じてお願いするようなことはできるかなと思いますので、いま一度調べてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔8 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

このマニュアルも県の防犯協会が年間予算をつけて発行しているわけですから、こういったものも警察を通じて入手して各学校に配っていただいて、被害の未然防止だけでなく、こういった暑さ対策の場合にも有効にその110番の家が活用できるということですから、そこら辺は教育委員会指導の中で共有をしていただきたいというふうに思います。

教育参事からはそうやって答弁をいただいたんですが、防犯協会関係、警察関係は総務課の防災担当なんです。可児署とか警察は生活安全課が担当なんです。そういったところで防犯とか被害に遭わないというのも、学校もしかりなんですけれど防犯のほうも念頭に置いてやっていただければなというふうに思います。

総務部長に提案なんですけど、通学路の安全対策ですね。道路については、110番の家はソ

フト面だというんですが、ハード面の対策も必要かなというふうに思うんですが、美濃加茂市では通学路の子供が被害となるという全国の事例がありまして、事故とか犯罪とかそういったものがあるということで主要な通学路に防犯カメラを設置しておりまして、これは平成30年に中部電力とN T Tと加茂署と市と4者の協定を結んで、主にN T Tの電柱だとか、それから中電の電柱に協力しながらカメラを設置しているわけなんですけれども、現在で131台通学路に設置しています。それから、可児市では令和7年度、今年度から約5台ぐらい、これは数年かけて設置をしていくということなんです、そういう取組も必要かなと思いますので、ひとつ再考をいただきたいなというふうに思います。私の提案ですので、よろしくお願いします。

最後に、私のほうから1つ申し述べますが、御承知かと思うんですけれども、政府、国は、登下校時における子供の安全確保について、関係省庁が横断的に取り組む課題であるという認識の下、平成30年6月22日に登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を開催しました。登下校防犯プランとして対策を取りまとめています。

こども家庭庁では、内閣府から移管を受けた登下校防犯ポータルサイトの運営により、登下校における防犯対策に関し、関係省庁の施策や各地域の取組等の情報を集約、発信して地域の取組を支援しています。いろんな補助金も出ております。今のこども家庭庁とかそういったところからもいろんな補助金のメニューがあると思います。

警察は通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施して重点的な警戒やパトロールを行っておりますけれども、24時間体制で一人一人子供の安全・安心を守るためのシステムの構築は大変難しいということで、地域の見守りの目を育てるとともに、子供自身の犯罪被害を回避できる能力を育てる必要があるというふうに思います。

子供を守る取組の一つがこども110番の家ではないかなというふうに思います。こども110番の家は、看板はあるけれども実際何をしたらよいのか、毎年更新はしているが、新規の申込み時と担当者が替わって把握していないなどの声を聞きます。各小学校へ一任となっておりますけれども、所によってはP T Aの皆さんが寒い冬の時期に、年度前に各地区へ歩いて更新と普及を行っているという状況でもあります。そういったことでアフターフォローが必要ではないかなというふうに思います。

そのためにも、御嵩町安全メール、それから各小学校の配信メールへの登録や見守り活動への参加を促すことが必要だと考えます。これにより不審者情報や事故、災害情報、学校行事などを把握していただき、日時、状況に応じて子供たちを見守っていただければと思います。

こども110番の家を新たなセーフステーションとして、こども110番の家を日常的、積極的に子供の安全・安心に生かしていただきたいことをお願いして質問を終わります。ありがとうございます

ざいました。

議長（大沢まり子さん）

これで奥村悟さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

続きまして、5 番 可児さとみさん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

5 番（可児さとみさん）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目め、育休退園制度の見直しと廃止について質問をさせていただきます。

令和5年第1回定例会で岡本議員が育休退園の見直しを質問されていますが、その後、本町に小規模認可保育園も開業していますし、保育園利用の状況が少し変わってきていることと思いますので、現在の情報をお聞かせ願います。

子ども・子育て支援法の施行規則では、育児休業中の継続利用は保育の必要性がある場合としていますが、対応は自治体ごとに異なります。本町では、保護者が第2子以降の育児休業に入ると、3歳から5歳児クラスに在籍している児童は保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で継続でき、3歳未満児は育休退園を求められています。

本町の育休退園状況は、令和3年度に4件、令和4年度5件、令和5年度8件、令和6年度5件ありますが、その時点で保護者の実情と要望はどうか、どのように把握をしていますか。

3歳以上の在籍要件に前回の岡本議員への答弁から言葉を借りますと、1. 次年度に小学校入学を控える年長児など子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合、2つ目、保護者の健康状態やその子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えする場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときとありますが、3歳未満児についても、3歳児入園を控えて環境の変化への留意は必要と考えられますが、継続利用の要件、保育の必要性に係る事由に該当しないのでしょうか。

育休退園は、育休中は育児ができるから家庭で育児をしてくださいということで現在本町の保育園のルールですが、上の子供の立場に立てば、どの子も楽しく保育園生活を送り、保育士、

友達とも良好な人間関係を既に築いており、良好かつ快適な環境の中にいるのに突然途中退園をすれば子供の発達に影響を及ぼす可能性が懸念されます。それは、3歳以上の子供についても、未満児についても同じではないでしょうか。さらに、保護者の立場でいえば、下の子の養育のための育休であり、まだ首も座らぬゼロ歳児の養育の大変さはさることながら、育休退園により、まだおむつの取れない上の子、自我が芽生える幼児を家庭で保育しなければならなくなりますと保護者の保育の大変さはさらに増えます。上の子にとっては、やっと保育園で身についた生活習慣や安定した情緒が、新生児を迎えた家庭内に戻り、環境の変化による不安や充足されない精神的ストレスを抱える可能性があると考えられます。保護者と子供それぞれに、私たちの想像以上に健康状態や精神状態に及ぼす影響は大きいのではないかと考えます。

このように、上の子を今までと同じように育児することが難しいと保護者が判断された場合、健全な育児環境を維持していくために、保育継続の希望があれば、それに応えることはできないのでしょうか。

育休退園の運用があるため、今後も育児休業になれば保育利用している未満児も家庭で見なくてはなくなり、そんな大変さを考えますとその後の出産、育児をためらう、ちゅうちょする声もあり、これも理由の一つとして少子化への懸念でもあります。上の子供の保育環境が継続されることで、安心して出産、育児に臨めるようになるのではないのでしょうか。

今月から愛知県岩倉市は、ゼロ歳児、1歳児クラスの育休退園を廃止するというニュースがありました。保護者が育児休業を取得した場合、全年齢の子供が保育園を継続利用できるようになり、2人以上の子供を育てる世帯に大変大きな支援となりました。

育休退園をお願いしているのは、1つは待機児童の受入れ対策で枠を空けておくためと、もう一つは、未満児は少ない人数で保育士が対応しなければならないため保育士の確保という点が課題だということですが、現在、予測できるものではありませんが、この地域で待機児童はどれだけ見込んで受入れの対策をしているのでしょうか。

どのような受入れの対策をしているかということと、また今保育している未満児が入園が決定している時点では、その年度の保育士は確保されているものだと思います。保護者の負担軽減、子供たちの成長環境の変化による影響などを考慮し、さらなる育児支援をしていくべきではないのでしょうか。

現在、本町の保育園の状況を考えますと、保育の必要性の判断基準を見直し、未満児の育休退園の廃止が可能ではないかと思いますが、この先の保育園の運用についてどのようにお考えでしょうか。

そこで3点質問をさせていただきます。

1つ、育休退園の際、保護者の状況と要望は把握をしていますか。

2つ目、現在の待機児童の対策と保育士の確保は改善できていますか。

3つ目、育児休業中でも全年齢の保育受入れ条件の見直しはできないでしょうか、また育休退園の廃止は検討されますか。

以上3点、御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、可児さとみ議員からいただいた御質問に対して答弁させていただきます。

本町は園児の保育について、保育に必要な要件が変更する場合、教育・保育給付認定変更申請書を提出していただき、その御家庭における保育の必要性の審査を行っております。育児休業を取得する場合もこの変更申請書を提出していただき、対象園児が3歳未満の場合、多子、ハイリスク妊婦、産後の不良等保護者の状況、家庭環境等を個別に判断し、いずれかに該当する場合は継続利用を認めております。このような事由等がない場合、育児休業時は家庭内保育となり、継続利用の認定を終了することとなります。

変更申請書を提出の際、保護者から育児休業取得中は保育園の入園は継続できませんかという質問をいただくことはありますが、本町の現在の運用方法を説明し、御理解をいただいております。

令和6年度中は未満児クラスに空きがなかったことから、育児休業の延長などで御対応していただくよう保護者に理解を求めることなどがありました。令和7年4月時点で待機児童はゼロとなり、現時点では令和6年度のような対応は取っておりません。

令和7年度町立保育園における保育士の確保状況は、町ホームページ、ハローワーク、フリーペーパー等で保育士の募集を行いましたが、予定していた保育士を確保するには至りませんでした。そのため本来特定のクラスを持たず、園長をサポートする立場の主任保育士がクラスを受け持つことや、上之郷保育園でゼロ歳児、1歳児クラス、伏見保育園でゼロ歳児クラスを設けず、私立保育園で保育に調整するなど、保育士の配置基準を最低限確保している状況です。

令和7年度における可茂管内の育休退園の運用状況は、3町では育休退園の取扱いがなく、2市3町で育児休業の対象となる児童が1歳に達するまで在園を認めているようです。本町においては議員御指摘のとおり保育の継続性などの観点から、3歳以上児は在園を認めています。しかしながら、3歳未満児については、先ほど申し上げたとおり保育が必要な事由に該当しない場合は退園を求めているところでございます。

一方で、町内において小規模保育事業所として、令和2年4月にりんご保育園みたけ、今年4月にはたいよう保育園が開設したことなどから、3歳未満児の受入れ体制が徐々に確保され

てきました。このような状況や先般の岡本議員の一般質問を鑑み、小規模保育事業所を含めた町内の保育園の入園状況等を考慮しつつ、今年度中に育休退園の運用の見直しを検討しているところでございます。育休退園を完全廃止するか、または年齢で区切って在園を認めるなどの運用とするのか、近隣市町村の状況も注視しながら見直しを進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

御答弁ありがとうございました。

今年度中に育休退園制度の見直しをされるということで、町として前向きに、育児世代支援を今後ますます充実していこうという方向性が見えて、大変ありがたく思っています。

保護者が安心して出産、育児に臨める環境づくり、そして子供が継続して安定した保育を受けられる体制の整備は町の子育て支援力を高めますし、新しい町内の小規模認可保育園は3歳未満児を預けられるんですけれども、このルールがあることで、御嵩町のルールにのっとって退園をお願いしなきゃいけないという状況なんですけれども、このような保育園の運営上、御嵩としては近くにそういう保育園ができて大変ありがたいんですけれども、育休になるとそこに預けている子たちも退園しなければいけないというルールが邪魔をして、今余裕があるにもかかわらず預けられないという状況なので、保育園を運営していく上でも上手に人材の確保と先生の確保と、また保育される子たちの受入れのバランスを十分に考えていただいて、見直しということで段階的になるのか、段階的というのもある意味不公平感があるというか、働くお母さんたち、お父さんたちの負担軽減を考えて、ぜひともいい方向に考えていただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に移ります。

町制施行70周年記念事業についての質問です。

御嵩町は令和7年2月1日に町制施行から70周年を迎え、町としても今年は特別な一年と位置づけられていると思います。ホームページには御嵩町のこれまでの歩みを振り返り、未来に向けた新しい出発点とすることとともに、町民の皆さんと共に祝うことで地域とのつながり、一体感の醸成、絆を深める起点として、行政だけでなく、町民、各団体、企業などが主体的に参加することができる事業を実施することで、関係人口の創出や地域の魅力向上を目指すとともに、町民としての誇り、愛着の醸成を図ろうと考えています。

先日行われました町内全小・中学校の1,300人参加のビッグ人文字作戦は、同じ町の生徒として子供たち同士連帯感を味わうことができ、また70周年の特別な年に行われたこの貴重な体験は子供たちの記憶に深く刻み込まれ、将来に思いをつなぐ大変有意義な事業だったと思います。

また、町制70周年記念サイトでは、「みんなでつなぐ みたけの未来」をキャッチフレーズに様々な事業を展開し、これからも「人と自然が調和するまち」を目指し、未来に向けたまちづくりを進めると書かれており、今後も計画された事業に住民の一人として参加することを楽しみに私自身しております。

さて、今回は町民企画応援活動等補助金に多くの予算が組まれており、広く町民に募集をかけられて町の期待がうかがえます。補助対象が団体自ら企画、実施するもので、70周年を町民全員で盛り上げお祝いするイベント、また多くの参加者があり、にぎわいが見込まれるイベント、今後の町の活性化に寄与するイベントの企画という条件ですが、自分でも何かお祝い、盛り上げ、活性化に寄与したいと思っていらっしゃる住民はたくさんだと思います。急にこのような企画で補助金を用意していますよと言われてしましても、知識や経験、ノウハウがあつて、なおかつ多くのアドバイスを仰がないと、町の求める企画の提案または実行はなかなか簡単にできることではないように感じます。町民が自ら企画を発案、提案しなくても個人的に誰でも参加できて、町民一体となって関われる記念事業として記念植樹を行ってはいかがでしょうか。希望者による出資で記念植樹を呼びかけ、それぞれ各自の節目の記念と町制70周年を共に祝います。記念樹にプレートを設け、参加者の名前やメッセージを残せば、この節目の事業として後に形にも残り、語り継がれていきます。記念事業は今年限りで終わるものではなく、植えた木が10年、20年、30年と育っていきます。ここからスタートし、未来へつながりが持てます。次の世代の子供たちと共にその成長を見守り、喜び合えることはとても意義があると考えます。また、町民の郷土愛や地域への関心を高めることにもつながります。

この春、住民主催の桜まつりが行われました。従来知る人ぞ知る町の憩いの場、花見の楽しみであった南山公園の桜が、町の魅力、誇れる景観として町内外に初めて情報発信されたことは大変うれしい出来事でしたが、今回70周年記念事業として町民の手で植えられる木も、花が楽しめるような樹木にすれば町民の憩いの場が増え、町が誇れる景観の整備にもつながり、町の魅力を高めていくものと考えます。

町民がこれからの各記念事業に参加することはもちろんですが、さらに主体的に70周年への関わりを意識できる植樹参加は、町への愛着をさらに育むのではないのでしょうか。また、その後も町民が関わり続けることこそ記念植樹の意味があると考えます。

そこで、町長にお伺いいたします。

1つ目、町制70周年記念事業として、町民が参加できる記念植樹の事業を実施するお考えはありませんか。

2つ目、実施を前提に植樹場所選定やその後の管理、町民の取組方など、どのような検討ができそうでしょうか。

以上2点、御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、可児議員の町制施行70周年記念事業として、記念植樹の考え方についての質問にお答えしたいと思います。

町制施行70周年記念事業の一つとして、先月、先ほど可児議員もおっしゃった19日に向陽中学校グラウンドでイベントを行いました。町内全小・中学校の児童・生徒によるビッグ人文字作戦では、土地家屋調査士会中濃支部の御協力の下、大成功を収めることができました。

今回、議員御提案の記念植樹につきましては、町制施行60周年の際に60周年の記念事業とも併せた形で、第39回全国育樹祭応援行事として、北山の町有林にコナラやヤマザクラなど95本の植樹をした実績もございます。他市町村でも周年記念事業の一環として記念植樹の事例があることを把握もしております。

町民参加型の記念植樹は、議員がおっしゃるとおり町への愛着をさらに育むことになるなど、意義あるものとして承知もしているところでございます。

今回の町制施行70周年事業につきましては、キャッチフレーズでもございます「みんなでつなぐ みたけの未来」の趣旨や思いを踏まえますと、その実施につきましては、より町民主体の有意義な事業となるよう、町主体による植樹ではなく町民企画応援活動等補助金を活用し、町民の有志の方々によって企画、実施していただき、その後の管理を含め、継続的に携わっていただくことが望ましいのではないかとこのように考えております。

また、その場所につきましては、数多くの苗木を一体的に植樹する場合には、町民の皆様の憩いの場として利用しやすい場所や来訪者の増加につながるような場所などが候補になり得るというふうに思っております。

一方で、町といたしましても、町制施行70周年のあかしを何かしら残したいという思いは持っております。さきのビッグ人文字作戦を機に町内の全小・中学生が初めて一堂に会し、未来へメッセージを発信したという事業も形あるものとして未来につなぐことも意義があると考えておりますので、そのようなことも踏まえ、しっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

育樹祭に関連して95本のコナラを植えたということは、住民とかは参加しないで町として植樹されたということでしょうか。さっき、今年度じゃないですよね、そういうこともしているということですか。60周年のときにはそうされたと、それは住民参加でしたか。

議長（大沢まり子さん）

個人的に話をしないで、答弁を求めるなら答弁を求めてください。

5 番（可児さとみさん）

60周年、ちょっと聞き逃しましたのでもう一回教えていただけますか。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

この事業につきましては、住民参加で町内在住の親子など約50名が参加したというものでございました。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

今の町長のお答えによりますと、御嵩70周年の記念事業として町はそのような計画、検討はもう始まっておりますし、できないということだったんですけれども、応援補助金、そちらのほうで住民からそのような計画があれば用意はできるというような御答弁でしたか、確認なんですけど、もう一度その辺りをお願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問でございますけれども、おっしゃるとおりでございますして、町民企画応援活動等補助金を利用してという手法にはなりますけれども、可児議員おっしゃるような趣旨のものは可能かというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

もう既に記念事業が進んでおりますので、町としてはもう70周年の節目にやるという、植樹を考えると今からは無理だと思いますけれども、私としても一人でも多くの住民が主体的にということで、大体記念事業は子供さん向けとかが多いように感じられたので、今回の、町長も未来につなぐということを重視されてそのような企画にされているみたいですが、住民も主体的に本当に70周年のお祝いに関わりたいという気持ちは多分十分に持っていますし、思うので今回提案をさせてもらったんですけれども、じゃあ植樹の管理とか、そういうところも住民とこれから話し合っという計画はありますか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えさせていただきます。

趣旨に合ってくるかどうかはちょっとよく分かりませんが、全世代に関連して行っていくという部分で、記念植樹という手法はいかがですかというような提案であろうかというふうに思いますけれども、今回そのような趣旨でございまして、全世帯を対象にという形のイベント、あるいは事業というのたくさん含まれております。たまたま目立つ事業であったりとかマスコミ報道等を通してという部分が、今回趣旨が未来に向けてのメッセージというのもございますので、若手の方、これからを担う方が多いでございますけれども、実際は一覧をしてみますと満遍なくいい事業がございますので、そういった形で進めていきたいというふうに思っておりますし、そういった事業をやるに当たっては当然様々相談をしながら、意向も酌みながら、協力できるところはしながら進めていくということで、進め方がその補助金を使って、そこが主体になってやっていただくということでございまして、やる趣旨であったりとかやる事業内容については可児議員おっしゃるような内容、趣旨のものになるというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、町としてはやる予定がないので補助金を

使ってお申込みくださいというようなふうに聞こえたんですけど、それは今ないような話と
いうか、そういう企画も町としては求めていますよということなんでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えさせていただきます。

そういう方がお見えになればしっかり相談をさせていただきながら、事業をどういうふうに進めようかということも含めてですけれども、あくまで主体は申込みされた方になりますので、その方々がどのようなことをやりたいかということも含めて、意思を尊重しながら進めていきたいというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

最初のほうに申し上げましたけれども、本当に経験とか、どうやってやったらいいのかとか、ノウハウとか、誰も何も知らない住民の人に応援金、助成金を差上げるので、企画発案、提案してくださいというふうに言われましたけど、今回の植樹とかそういうのに関しても経験がある人じゃないと、一般住民でたくさん人を集めてグループをつくったとしても、とても手間のかかるというか時間もかかりますし、計画にも時間がかかると思うので、そういう人が出てこれば記念植樹も可能かなとは思いますが、なかなか限られた人じゃないと発案ができないんじゃないかなと思っていることもあります。

それで、今回町としては企画が今のところないということでしたので、今後、応援助成金を使うことにもつながるかもしれませんが、今回の記念事業に限らず、今後住民が植樹とか植栽とかをみんなの手でやるということは町の景観をどんどんつくり上げていって魅力ある御嵩にしていくというまちづくりにもつながっていくので、そういうことに住民が関われるような事業もこれからぜひ、70周年に限らず今後もそのような事業を検討していただけたらいいなと個人的には思いますので、今後も検討をお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで可児さとみさんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日 6 月 11 日に開会しますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 35 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 山 田 徹

署 名 議 員 可 児 さ と み

